

令和6年度第1回沼津市消費者教育推進地域協議会 議事要旨

日時 令和6年8月20日(火)

14時00分～15時40分

会場 沼津市役所8階 801会議室

【次第1 開会】

【次第2 会長挨拶】

【次第3 委員及び事務局職員紹介】

【次第4 議事】

＜1＞令和6年度消費者教育推進計画事業計画と取組状況等について

※資料3、資料4、資料5、資料7を基に事務局より説明。

委員) 出前講座について。今後の予定は。

事務局) 今の時点で8月以降の申し込み状況は小学校1件、中学校1件、高校生3件、高齢者向けが数件ある。

委員) 以前はいろいろな機関に出向いて営業活動をしていたと思う。学校は一度切れてしまうとまた行くのは大変である。一度行ったところには積極的に声を掛けた方が良い。

委員) 去年も出たと思うが、消費生活サポーターの養成講座について。後半に向けてとあるが、具体的にどのように考えているか。

事務局) コロナ禍でできていなかった現状はある。サポーターの皆様にはいろいろご尽力いただいているところでもあるので、人員の確保含め、今年度、養成講座を実施したいと考えている。ただ、具体的な内容については、まだ決まっていない状況である。

委員) 養成した以上は活用しないと勿体無い。せっかく安全確保地域協議会も作ったので、その辺りもふまえて見直す必要がある。

委員) 出前講座の実績状況について。20歳以下の方がほとんどである。相談件数を見ると、もっと年配層を教育しないといけないと思う。

事務局) 積極的に実施していきたい。

委員) 子どもはクロームブックを1台持っており、開いたときに「ぬまづの宝100選」などの画面が出てくるが、そこに周知を載せれば、重点目標の数値も上がるのでは。出前講座も外部の人を嫌がると前回の話に出たが、学期末に防

災教育を兼ねてリモートでやると、もっと広がるのでは。

事務局) クロームブックを利用したデータでの周知は、我々も考えており、積極的にやっていきたいと考えている。リモートの部分も教育委員会と連携しながらやっていきたいと考えている。

委員) 消費者教育の担い手育成について。くらしのセミナーや消費生活サポーター養成講座は、オンラインやアーカイブで見られたりはしないか。

事務局) 今のところ、予定はない。

委員) 使い分けて実施していくのが良いと思う。

委員) 静岡県弁護士会が教育委員会と出前講座の協定を結んでいる。昨年の協議会で、弁護士会の方で派遣して出前講座をやっているのを確認してもらいたいという話をした。今年度も愛鷹小や金岡小に出前講座に行っていると思うが、資料に数字が計上されていない。教育委員会との関係がどうなっているのか。弁護士会で行っているのは、消費者教育ずばりではなく、その前提となる法教育の関係をやっているのか、弾いてしまっているのか。去年の9月の時には、6年度から計上するようになっていたと思うが。センターだけの数字だといずれ頭打ちになる。そのためにいろいろな所と連携する話になると思うので、センター以外とも合わせてどのような数字になるか、どのような連携をとったのかという統計の取り方をしないと、目標到達には難しいと思う。外部を上手く使いながらやった方が良いと思う。

事務局) 資料に掲載している重点目標は各実施主体ごとにアンケートをとった関係で弁護士会の取組が計上から漏れてしまった。消費者教育の実施主体を広げていくという観点から計上しなければならない。実績の取り方については、改めて検討していく。

委員) リストアップ化しないとせっかく取り組んでいる実績が計上されないことになる。

事務局) 実態の把握が不十分ということに繋がっている。その部分については精査していく。

委員) 重点目標の関係で。今までは挙げられる事業を挙げている形だったと思う。今度は挙がっている事業の中で、どれが目標達成に繋がるのかを仕分けしていかないといけないのではと思う。過去の実績でどういった取組が繋がっているか繋がっていないか見えてくると思うので、事業として残しても、その中での順位付けをしていく必要があるのでは。

事務局) 内容を精査していく。

委員) 事業一覧を課別で分けていると思うが、誰が対象になっているのかで分けた

方が一般の方は見やすいのではないか。

事務局) 掲載方法について検討していく。

<2>第3次沼津市消費者教育推進計画策定に向けた調査について

※資料6-1、資料6-2-1、資料6-2-2、資料6-3を基に事務局より説明。

委員) 資料6-3で示されたものは、既に成案になっているのか、まだ案の段階なのか。

事務局) まだ案の段階である。

委員) 小学校から特支までに共通する質問の中で、2番の(2)「外部からの講師を活用しましたか?」の選択肢に「教育委員会職員(社会教育指導主事等)」とあるが、指導を除くか、「社会教育主事指導主事等」のどちらかではないか。また、特別支援学校について、通っている子供の年齢層が広く、作るのが難しいと思うが、回答する側としてはどのくらいの子供にターゲットをおいて回答すればよいか非常に難しい。その辺りを絞れるような設問の仕方考えた方が良いのでは。また、2番の「消費者教育推進上の課題について」。選択肢の中に「対象となる子供の年齢が低く」と就学前と全く同じ聞き方をしているが、18歳以上もいるので聞き方を考えた方が良いのでは。また、高等学校の7番や8番で「何か実施等していますか?」と聞かれると非常に答えにくい。例えば7番であれば「成年年齢が引き下げられたことで、これまでの消費者教育と何か変更された点がありますか?」「何か新しい取組を実施していますか?」と聞いた方が、答える側としては答えやすいのでは。

事務局) 訂正すべきところは訂正し、アンケート実施に向けて進めていきたい。

委員) 以前もやったと思うが、これまでの回収率はどれくらいか。

事務局) 第2次計画の中に載っており、全体の回収率としては82%である。

委員) 高等専門学校1ページ目に「なお、回答いただいた後、個別にヒアリングをさせていただく場合があります」とあるが、他のものにはない理由は。

事務局) 消すべきところを消していなかった。消すという形で対応させていただく。

委員) 第2次の時にも言ったと思うが、そこまでの計画の成果と課題を挙げるのが大事。コロナがあったので今回は書きやすいと思う。そればかりを理由にするのはみっともないが、成果としてはきちんと書いてもらいたい。

〈3〉その他

※資料 8 を基に沼津市消費者安全確保地域協議会の設置について事務局より説明。

委員) この協議会を使って相談に来た場合、カウントの仕方など変えているか。

事務局) 今のところ、分類はしていない。

委員) 成果になるので、できるならカウントした方が良い。

事務局) パイオネットの中でチェックを入れるなど、後で抽出できる形にしたい。今のところ、協議会を使って受けたことがないので、今後やっていきたい。

【次第 5 第 2 回協議会の開催日について】

【次第 6 閉会】